

平成 22 年 7 月 30 日

特別養護老人ホームの生活相談員と老人保健施設の支援相談員
および介護支援専門員の役割について

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 木 村 隆 次

利用者にとって適切なケアマネジメントが実践されるために、特別養護老人ホームおよび老人保健施設の入退所時において、施設側の介護支援専門員及び相談員と居宅介護支援事業所の介護支援専門員、地域包括支援センターのケアマネジメント担当者、グループホーム等の介護支援専門員、病院の医療関係職種等が情報共有をすることが求められる。そして、住まう場所が変わってもケアマネジメントが継続されることが望ましい。

このことを実現するために、特別養護老人ホームの生活相談員と老人保健施設の支援相談員および介護支援専門員の役割について明確化する必要がある。

ここでは、日本介護支援専門員協会が厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康推進等事業）で実施した「施設系、居住系施設などにおけるケアマネジメント手法及び介護支援専門員のあり方調査研究事業」（平成 19 年度、「老人保健施設、特別養護老人ホームに配置されている介護支援専門員の役割と評価等のあり方の調査研究事業」（平成 21 年度）において得た現状を報告する。

※介護保険法（総則より抜粋）

第七条

5 この法律において「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。

平成 19 年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
「施設系、居住系施設などにおけるケアマネジメント手法及び
介護支援専門員のあり方調査研究事業」
委員名簿

阿部 信子	特定非営利活動法人日本介護経営学会 理事
江澤 和彦	社団法人全国老人保健施設協会 理事
榎本 博一	社会福祉法人喜成会 指導者
折茂 賢一郎	日本介護支援専門員協会 常任理事
武久 洋三	日本療養病床協会
◎田中 滋	特定非営利活動法人日本介護経営学会 会長 慶應義塾大学大学院 教授
野呂 牧人	介護老人保健施設 ケア・ビレッジシャローム
濱田 和則	日本介護支援専門員協会 副会長
見平 隆	社団法人日本社会福祉士会
本永 史郎	社団法人全国老人福祉施設協議会
和気 純子	首都大学東京 准教授

※50 音順 ◎は委員長 所属は就任時

平成 21 年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)
「老人保健施設、特別養護老人ホームに配置されている
介護支援専門員の役割と評価等のあり方の調査研究事業」
委員名簿

阿部 信子	特定非営利活動法人日本介護経営学会 監事
折腹 実己子	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 研修委員会副委員長
折茂 賢一郎	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事
◎田中 滋	特定非営利活動法人日本介護経営学会 会長 慶應義塾大学大学院 教授
長田 洋	特定施設事業者連絡協議会 事務局長
濱田 和則	一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長
東 憲太郎	社団法人全国老人保健施設協会 常務理事
松谷 之義	一般社団法人日本慢性期医療協会 副会長
見平 隆	社団法人日本社会福祉士会 ケアマネジメント委員
山田 剛	医療法人社団主体会 介護老人保健施設 みえ川村老健 副施設長
和気 純子	首都大学東京 准教授

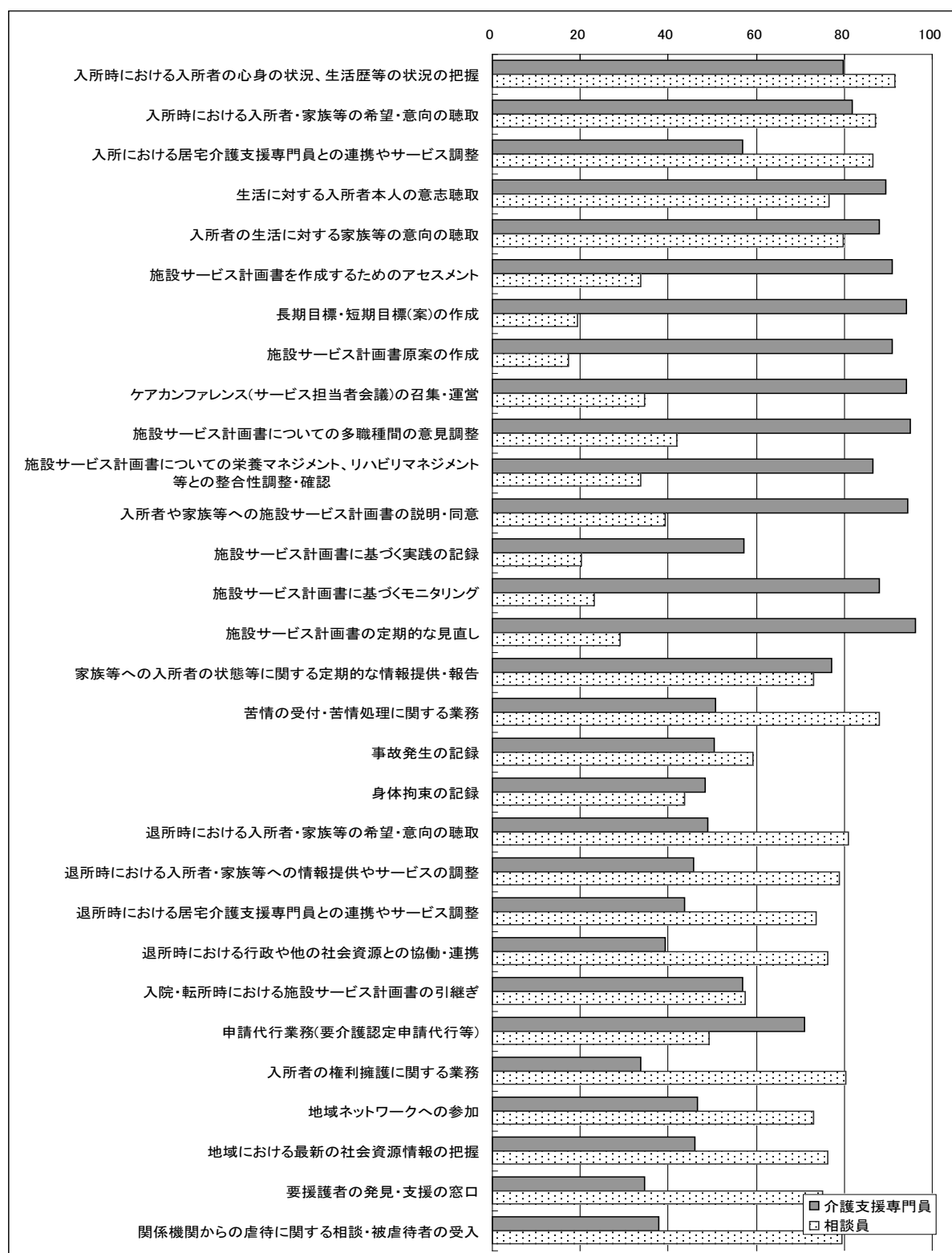
※50 音順 ◎は委員長 所属は就任時

業務の実施者について、施設種類別にみたものを以下に示す。

◆業務の実施者（介護支援専門員と相談員）【指定介護老人福祉施設】

指定介護老人福祉施設では、介護支援専門員の他に、「相談員」の入所・退所にかかる業務や地域との連携に関する業務等の実施率が高い。

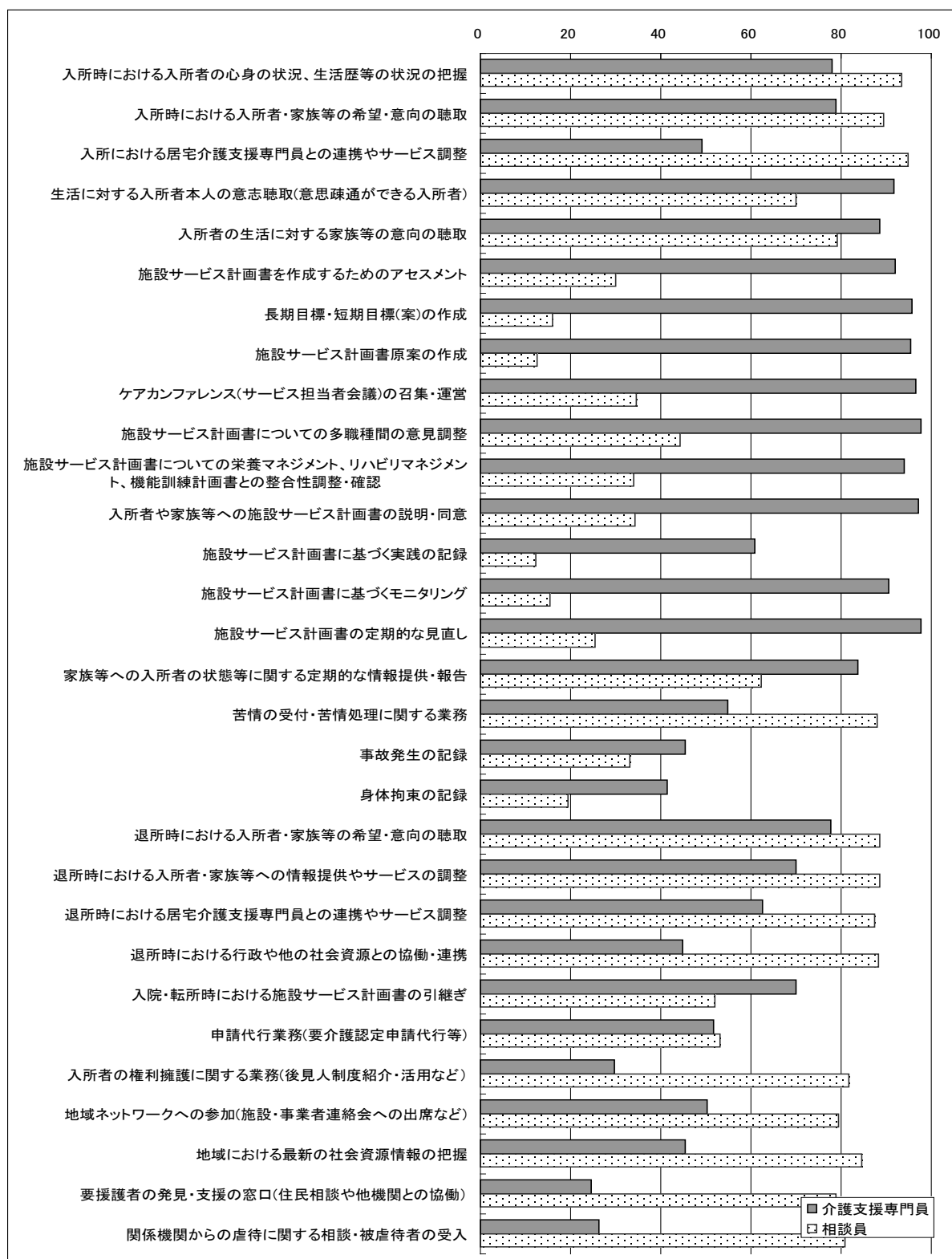
※各施設において「介護支援専門員として中心的に業務を担当している人」に回答を依頼。N=949



◆業務の実施者（介護支援専門員と相談員）【介護老人保健施設】

介護老人保健施設では、介護支援専門員の他に、「相談員」の入所・退所にかかる業務や地域との連携に関する業務等の実施率が高い。「施設サービス計画書に基づく実践の記録」「事故発生の記録」「身体拘束の記録」については、看護職員、介護職員の実施率が高い。

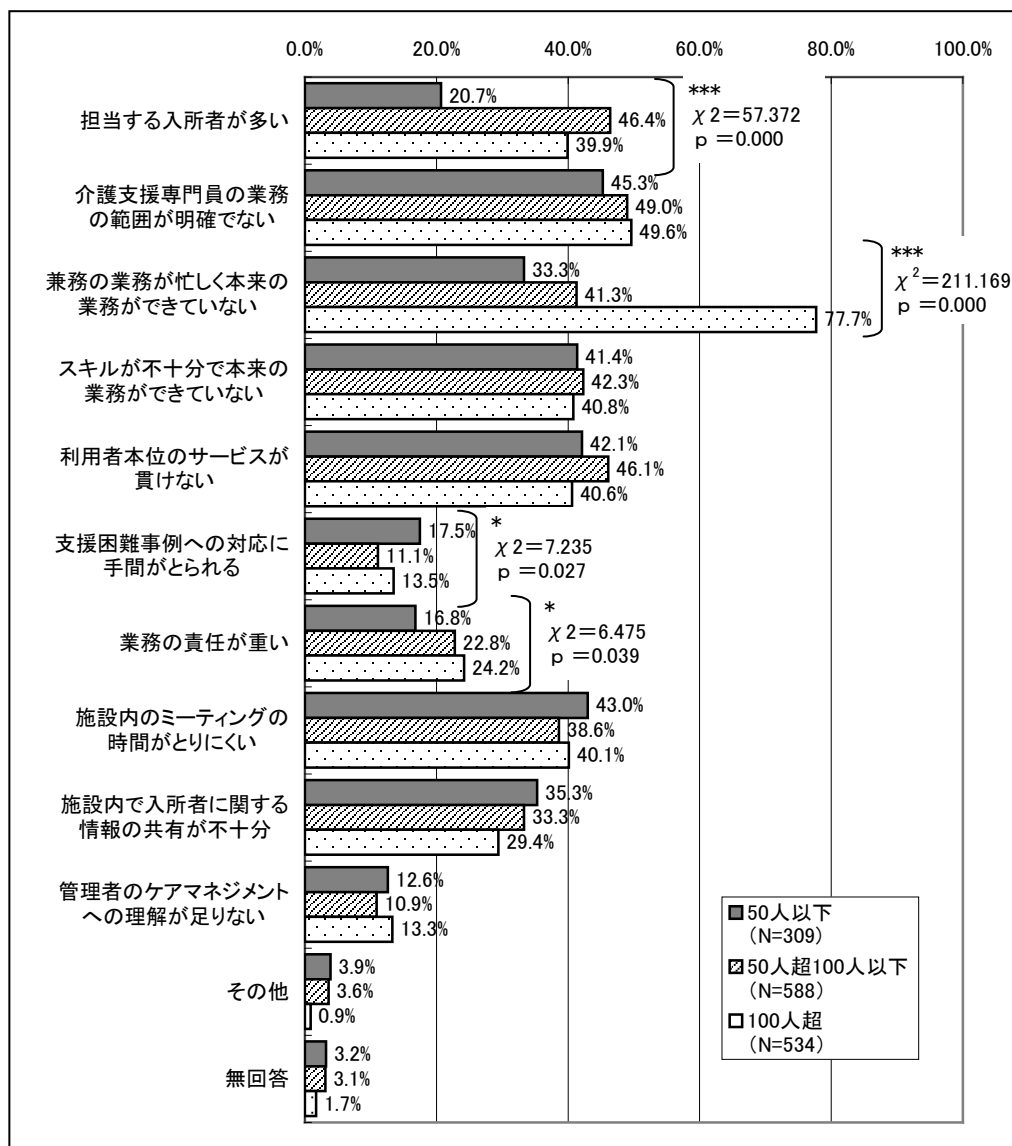
※各施設において「介護支援専門員として中心的に業務を担当している人」に回答を依頼。N=534



【平成19年度「施設におけるケアマネジメント手法および介護支援専門員のあり方に関する調査研究事業」報告書】

◆施設の介護支援専門員が業務実施上抱えている悩み

業務上抱えている悩みについても、担当入所者数が多い施設の介護支援専門員の方が、「担当する入所者数が多い」「兼務の業務が忙しく本来の業務ができていない」「業務の責任が重い」の回答が多い傾向がみられた。



「50人以下」「50～100人以下」「100人超」の3群間で、各選択肢に有意差があるかどうか χ^2 検定を行ったもの。 $p < 0.05$ の項目のみ χ^2 値、 p 値を表示。

【平成19年度「施設におけるケアマネジメント手法および介護支援専門員のあり方に関する調査研究事業」報告書】

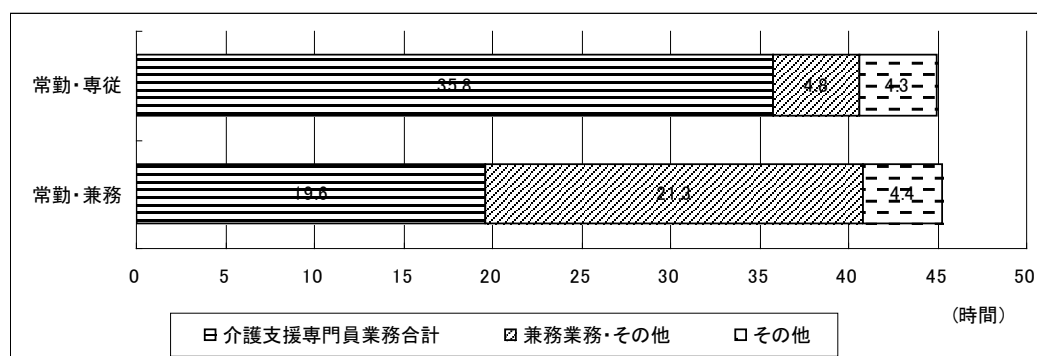
◆介護支援専門員 1 人あたり業務時間（1 週間）；勤務形態別

○調査期間（1 週間）に介護支援専門員が勤務した時間は、1 人平均 44.8 時間であった。介護支援専門員業務を行った時間でみると、平均 25.9 時間であり、「常勤・専従」が 35.8 時間、「常勤・兼務」が 19.6 時間となっている。

○介護支援専門員業務のうち、「入所・退所関連業務」2.2 時間、「ケアマネジメント業務」21.1 時間、「その他業務」2.6 時間となっている。

（単位；時間）

	N数	勤務時間合計	介護支援専門員業務合計	入所・退所関連業務	ケアマネジメント業務	その他業務	兼務業務・その他	その他
全体	170	44.8	25.9	2.2	21.1	2.6	14.4	4.5
勤務形態別								
常勤・専従	68	44.9	35.8	2.9	30.1	2.7	4.8	4.3
常勤・兼務	99	45.3	19.6	1.9	15.2	2.6	21.3	4.4
非常勤・専従	1	27.2	27.2	0.0	27.2	0.0	0.0	0.0
非常勤・兼務	1	16.0	7.3	0.0	7.3	0.0	8.8	0.0
無回答	1	41.3	3.8	0.0	3.8	0.0	0.0	37.5



○介護支援専門員業務の内訳をみると、最も長いのが「施設サービス計画書の作成・見直し」323.0 分、次に「実践の記録、モニタリング」162.8 分、「入所者のアセスメント・意見聴取、相談対応」131.2 分、「施設内の他職種との連携・調整」128.7 分、「サービス担当者会議・ケースカンファレンス等の会議開催・出席」117.7 分であった。

○施設種類別に、常勤・専従の介護支援専門員業務の内訳をみると、入所・退所関連業務や「新規入所者へのサービス計画書の作成」「施設サービス計画書の作成・見直し」については、介護老人保健施設の方が長い傾向にあり、「実践の記録・モニタリング」については、介護老人福祉施設の方が長い傾向がみられた。

【平成 21 年度「老人保健施設、特別養護老人ホームに配置されている介護支援専門員の役割と評価等のあり方の調査研究事業」報告書】